

# 嫡出否認調停を申し立てる方へ

## 1 概要

婚姻中に生まれた子は夫の子と推定されます。離婚後300日以内に生まれた子は、原則として、元夫の子と推定されますが、例外的に、その出生の時までに母が再婚した場合は、再婚後の夫の子と推定され、出生届を提出すると、再婚後の夫の子とする戸籍が作られます(※)。

※ 令和6年4月1日以降の出生に限ります。同日より前の出生の場合は、その出生の時までに母が再婚した場合であっても、離婚後300日以内に出生した子は元夫の子と推定されます。

母が再婚していない場合は、仮に他の男性との間に生まれた子であっても、出生届を提出すると、元夫の子とする戸籍が作られます。このとき、(元)夫と子との親子関係を否定するためには、原則として本手続によることとなります。法律の改正により、申立権者の範囲が拡大しました。

この調停において、当事者双方の間で子が(元)夫の子ではないという合意ができ、家庭裁判所が必要な事実の調査等を行った上で、その合意が正当であると認めれば、合意に従った審判がされます。当事者双方が合意に至らない場合又は合意が正当であると認められない場合は、調停が不成立となります。

## 2 申立人及び相手方(原則的出訴期間)

### □ 申立人

- ① 父と推定される(元)夫
- ② 子(※)

※ 親権を行う母、親権を行う養親、未成年後見人は、子のために(子を代理して)申し立てることができます。

- ③ 母
- ④ (再婚後の夫の子と推定される子に関し)母の再婚前の夫

### □ 相手方

- ①の場合…子又は親権を行う母
- ②及び③の場合…(元)夫
- ④の場合…再婚後の夫及び子又は親権を行う母

### □ 原則的出訴期間

- ①の場合…(元)夫が子の出生を知った時から3年以内
- ②の場合…子の出生の時から3年以内(※)

※ 子は、(元)夫と継続して同居した期間が3年を下回る等の要件を満たすときには、21歳に達するまで(出生の時から3年が経過した後も)、申立てができます(親権を行う母等が子の法定代理人として申立てする場合については、原則的出訴期間になります。)

- ③の場合…子の出生の時から3年以内
- ④の場合…母の再婚前の夫が子の出生を知った時から3年以内

※ ②から④の申立てについては、令和6年4月1日以降に出生した子について申立てができます。(②及び③の申立ては、令和6年4月1日から1年間(令和7年3月31日まで)に限って、令和6年4月1日より前に出生した子についても、本手続を申し立てることができます。期間が限られますので、ご注意ください。)

## 3 申立てに必要な費用

- 収入印紙・・・1200 円
- 連絡用の郵便切手・・・100円×2枚、84円×8枚、10円×14枚、2円×5枚（合計1022円）

※ 親子の関係がないことを明らかにするために、鑑定を行う場合もあります。この場合、原則として申立人がこの鑑定に要する費用を負担することになります。

#### 4 申立てに必要な書類

- 申立書 3 通  
→申立書は、法律の定めにより相手方に送付しますので、裁判所用、相手方用、申立人用の控えの3通を作成してください。なお、裁判所の窓口に3枚複写式の申立書用紙がありますので、ご利用ください。
- 送達場所等届出書 1 通 （書式 No.1）
- 進行に関する照会回答書 1 通 （書式 No.2）
- 申立人、相手方（子を申立人、相手方とするときはその法定代理人）の戸籍謄本(全部事項証明)各 1 通  
→戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。  
※ 外国人を当事者とする場合は、住民票（マイナンバー以外の記載のある世帯全員の住民票）を提出してください。
- 出生届未了の子に関する申立ての場合、子の出生証明書写し及び母の戸籍謄本（全部事項証明書）各 1 通
- 再婚後の夫の子と推定される子について嫡出否認の申立てをする場合、前夫（再婚前の夫）の戸籍謄本その他前夫の住所を明らかにする書面（住民票等）

※ 相手方に住所等を秘密にしている場合の留意事項については、別紙「申立書や答弁書の「住所」の記載について」をお読みください。

※ 資料提出の留意事項については、別紙「調停・審判手続において提出する書類について」をお読みください。

#### 5 申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所又は相手方と合意した家庭裁判所です。

※ 相手方と管轄裁判所について合意があるときは、管轄合意書の提出が必要です。

相手方の住所地が東京都内の場合の申立先は、次のとおりです。

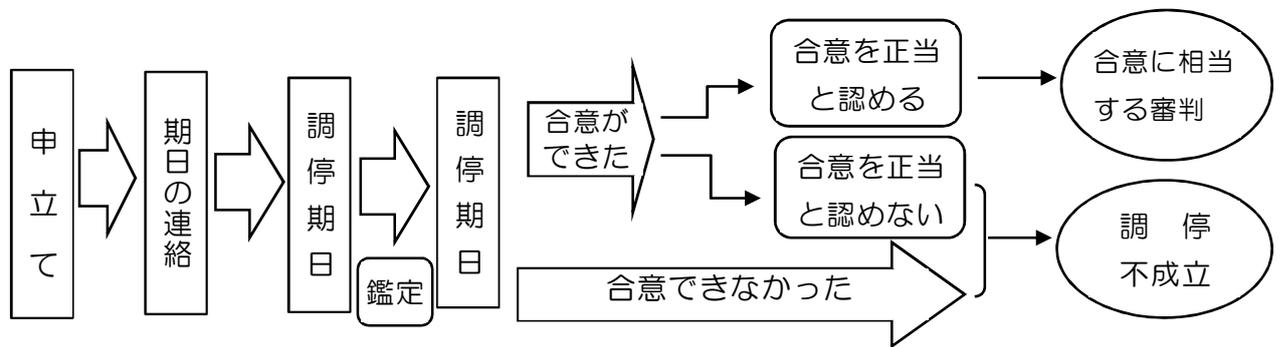
(相手方の住所地)	(申立先)
東京23区内、三宅村、御蔵島村、小笠原村	東京家庭裁判所（本庁）
八丈町、青ヶ島村	東京家庭裁判所八丈島出張所
大島町、利島村、新島村、神津島村	東京家庭裁判所伊豆大島出張所
上記以外の市町村（多摩地区）	東京家庭裁判所立川支部

※ 東京都内以外については、裁判所ウェブサイトの「裁判所の管轄区域」をご覧ください。

## 6 調停の進め方

- ・ 調停期日は平日に開かれます。1回の時間はおおむね1時間45分程度です。
- ・ 調停手続は非公開です。当事者、代理人以外の方が期日に出席することはできません。
- ・ 調停の流れは下図のとおりです。申立人と相手方は別々の待合室でお待ちいただき、交互又は同時に、調停委員が調停室でお話を聴きながら調停を進めていきます。

また、原則として、各調停期日の開始時と終了時に、双方当事者ご本人に同時に調停室に入  
っていただき、調停の手続、進行予定や次回までの課題等に関する説明を行いますので、支障  
がある場合には、「進行に関する照会回答書」にその具体的な事情を記載してください。手続  
代理人が選任されている場合も同様です。



注 家事事件手続（調停、審判、調査等）においては、録音・録画・撮影は禁止されています。

# 申立書や答弁書の「住所」の記載について

東京家庭裁判所

## 申立書や答弁書に記載すべき「住所」とは

「生活の本拠」のことを指し、氏名と相まってあなたを特定するとともに、審理を行う管轄裁判所を定める基準のひとつとなります。

現在生活している場所が一時的な滞在場所に過ぎない場合や、生活している場所が複数存在する場合などは、具体的な生活実態等を踏まえて、あなたが「生活の本拠」に該当すると思われる場所を記載してください。もっとも、そのように記載された住所であっても、裁判官の判断により「生活の本拠」と認められない場合があります。

名所旧跡など「生活の本拠」とはおよそ考えられない場所を記載することはできません。

ただし、あなたやあなたのご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがある場合、**申立書等には、相手に知られてもよい住所（例：夫婦間の事件における同居時の住所、実家等の過去の生活の本拠）を記載することができます**（もっとも、裁判官から、現在の住所の申告を求められることがあります。）。

上記太字の場合、以下に説明する申立書や答弁書の非開示希望や当事者間秘匿の手続は不要です。

現在の住所を記載しなければならない場合に、その住所を相手に知られたくないときは以下の2つの手続の利用を御検討ください。



### 非開示希望

住所やその他の情報が相手に知られることで、あなたやご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがあるなどと認められる場合に、相手からの閲覧謄写申請に備えて、**事前に、あなたの希望を申し出る手続**です。

●住所について非開示希望が認められても、調停成立や審判のときには、調停調書等に記載する住所の申告が必要です。その場合、相手に知られてもよい住所（例：夫婦間の事件における同居時の住所、実家等の過去の生活の本拠）を記載することができますが、裁判官から、現在の住所の申告を求められる場合があります。

●**非開示希望の手続は、申立書や答弁書以外の資料等に含まれる住所以外の情報についても利用できます**（あなたの勤務先やお子さんの学校名など）。

●**非開示希望を申し出るには、非開示の希望に関する申出書を提出してください。**

●裏付け資料の提出は原則として必要ありません。手数料等の負担はありません。

### 当事者間秘匿

あなたを特定する情報（あなたの氏名、本籍、住所等）が相手に知られることで、あなたが社会生活を営むのに著しい支障を生じるおそれがあるとき、**申立てにより、裁判所が秘匿の決定を行う手続**です。

●申立てには以下の①～④の提出が必要です。

① 秘匿決定の申立書

② 秘匿事項届出書面

③ あなたが社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれについての裏付け資料

④ 申立手数料 収入印紙500円

郵便切手(審判・調停と同時申立て) 500円×2枚

(上記以外) 500円×2枚、100円×1枚、84円×3枚、10円×1枚

●申立てが認められた場合、

・申立書等に「代替氏名A」「代替住所A」などと記載することができます。

・相手が取消し申立てなどをすることがあります。

●申立てが却下された場合、申立人は、不服申立て（即時抗告）ができます（申立手数料等が別途必要です。）。



どちらの手続も、裁判官の判断により認められないことがあります。

2つの手続の適用場面やメリット・デメリットを踏まえて、自分にあった手続を自分で選ぶですね。

# 調停・審判手続において提出する書類について

東京家庭裁判所

調停・審判手続では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出していただくことがあります。調停では調停委員会の指示に、審判では裁判官の指示に従って提出してください。

## 資料等を提出するときの留意点

- 書類には、相手に知られたくない情報や、そのことを推測させることを書かないでください。
- 相手に知られたくない情報が資料に含まれている場合、裁判所に見せる必要がないと思われる部分（例：源泉徴収票の住所、マイナンバー等）に、マスキング（黒塗り）をして、その部分が見えないようにしてから提出してください。
- 相手に知られたくない情報の部分を裁判所が見る必要がある場合は、非開示希望の手続をしてください（書式No.5）。
- 調停手続では、裁判所用のコピー1通を提出するとともに、調停期日には、ご自身用の控えを持参してください（提出する書類を相手に見せる必要がある場合は、相手用及び裁判所用として、相手の人数+1通のコピーを提出してください。）。
- 審判手続では、提出された書類は、原則として、相手にも交付します。相手の人数+1通（裁判所用）のコピーを提出してください。

## 重要

あなたの大切な情報は、あなた自身の手でしっかりと守ってください。

裁判所は、あなたが提出する書面等に、知られたくない情報が含まれているかを把握することはできません。相手に知られたくない情報がマスキングされることなく、非開示希望の手続もされずに提出されると、その情報が相手に伝わってしまい、重大な事故が発生してしまうことがあります。

裁判所の手続では、自分の情報は、自分でしっかり管理する必要があるんですね！



## 書類等の閲覧・謄写（相手が見たり、コピーしたりすること）について

- 申立書は、法律の定めにより、原則として相手方に送付されます。
- 手続の相手は、あなたが裁判所に提出した書類等の閲覧・謄写申請をすることができます。
- 調停手続では、裁判官が、円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮し、閲覧・謄写申請が相当と認められる場合には許可することがあります。
- 審判手続では、あなたが提出した書類等が審判の資料とされた場合において、あなたやご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがあるなどと認められない限り、相手からの閲覧・謄写申請があったときは、許可されます。

